

弟子屈町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

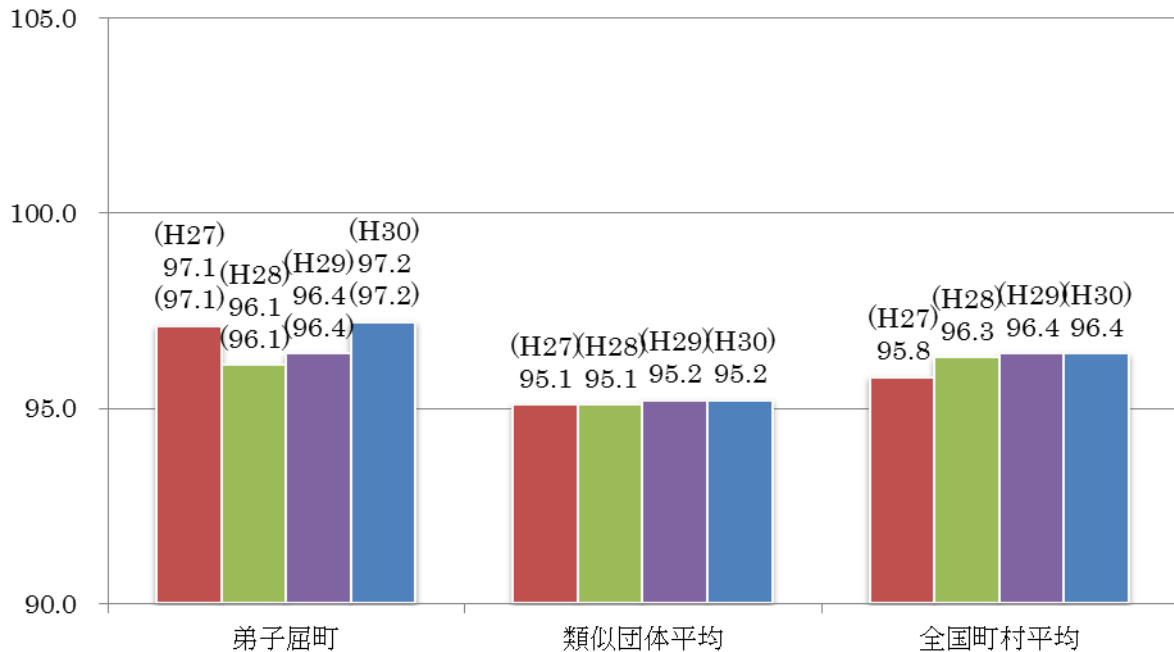
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	7,428	8,465,298	93,651	1,217,034	14.4	15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29	146	529,751	74,469	209,824	814,044	5,575	5,581

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

社会人経験のある新規採用が多く、経験年数階層における職員分布が変わったことによる

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度 30	円	円	円 (%)	%	%	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度 30	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

制度なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
弟子屈町	42.1歳	309,895円	348,648円	340,922円
北海道	44.2歳	326,697円	392,780円	369,693円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.8歳	300,360円	344,718円	326,695円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	弟子屈町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

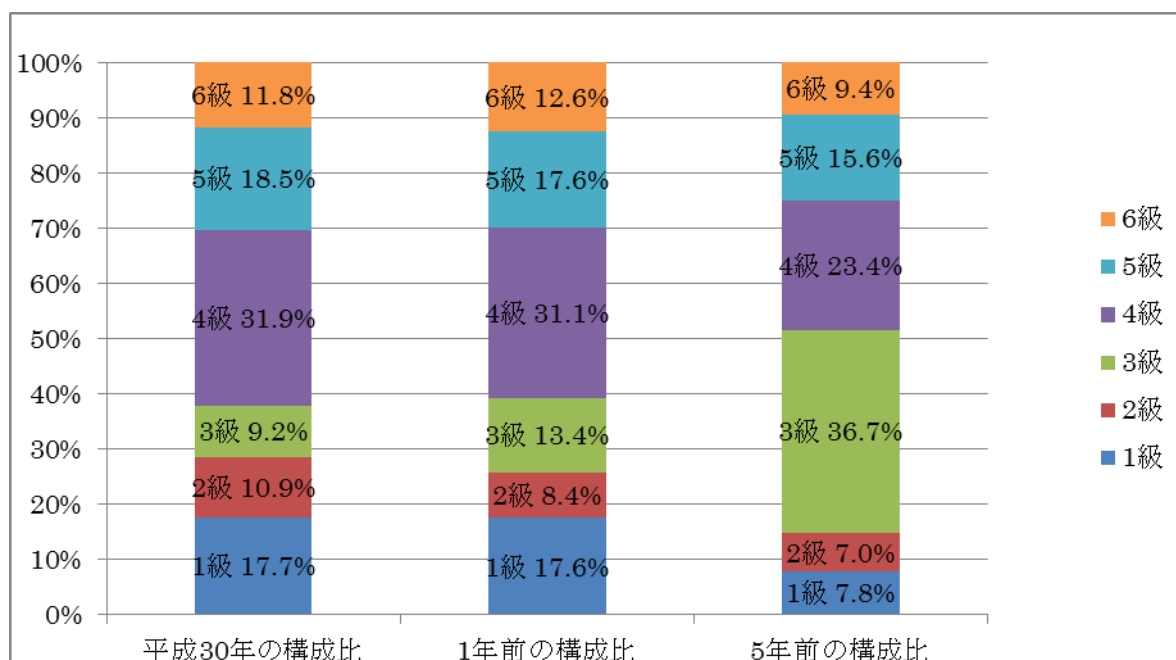
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	— 円	357,100円	384,900円	386,700円
	高校卒	— 円	310,000円	350,000円	383,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

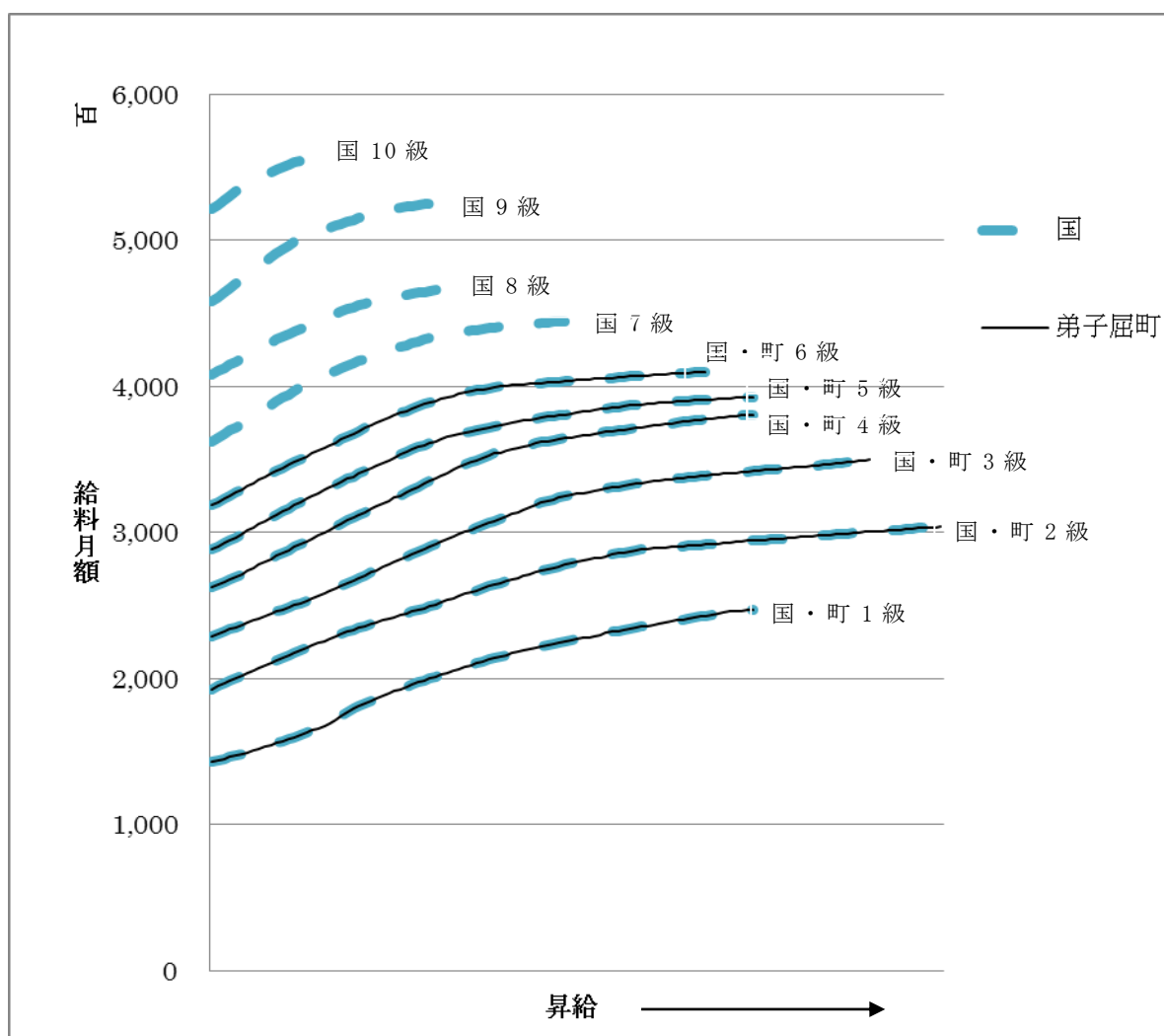
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務補・主事補	21人	17.7%	142,600円	247,100円
2級	主事	13人	10.9%	192,700円	303,800円
3級	主任・主査	11人	9.2%	228,900円	349,600円
4級	主査・係長	38人	31.9%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐	22人	18.5%	288,000円	392,600円
6級	課長	14人	11.8%	318,500円	409,800円

- (注) 1 弟子屈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成〇年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 30 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（弟子屈町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和 2 年 1 月		令和 2 年 1 月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

弟子屈町	北海道	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,437千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,673千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 10,000円 ～20,000円	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（弟子屈町）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和元年12月		令和元年12月	

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

弟子屈町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
自己都合		応募認定・定年			
1人当たり平均支給額					
310千円		17,058千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	右記業務出勤職員	災害時、勤務時間外に出動した職員	0千円	1回につき530円
		法定伝染病の消毒、行路死亡人収容	0千円	1回につき620円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	21,640千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	187千円
支給実績（平成28年度決算）	22,292千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	191千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額 6,500円 ・子 月額 10,000円 (15歳から22歳までの子は月額5,000円を加算) ・上記以外の扶養親族 月額 6,500円	同		18,372千円	241,730円
住居手当	・借家 500円～23,500円	異	・支給限度額	8,244千円	82,440円
通勤手当	・片道5km以上	異	・片道2km以上	1,198千円	92,118円
管理職手当	・課長職 8% ・課長補佐職 5%	異	・支給率の相違	11,644千円	298,554円
寒冷地手当	・毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主(扶養有) 月額 26,380円 世帯主(扶養無) 月額 14,580円 その他 月額 10,340円	同		15,122千円	98,194円

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分		給料 月額等	
給料	市区町村長	790,400円 (832,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円/366,000円
	副市町村長	656,400円 (691,000円)	710,000円/490,000円
報酬	議長	292,000円 (円)	360,000円/205,000円
	副議長	234,000円 (円)	320,000円/175,000円
	議員	184,000円 (円)	300,000円/155,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(29年度支給割合) 4.40月分	
	議長 副議長	(29年度支給割合) 4.40月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職年数に応じた率 17,059千円 任期満了時 給料月額×在職年数に応じた率 8,939千円 任期満了時	
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

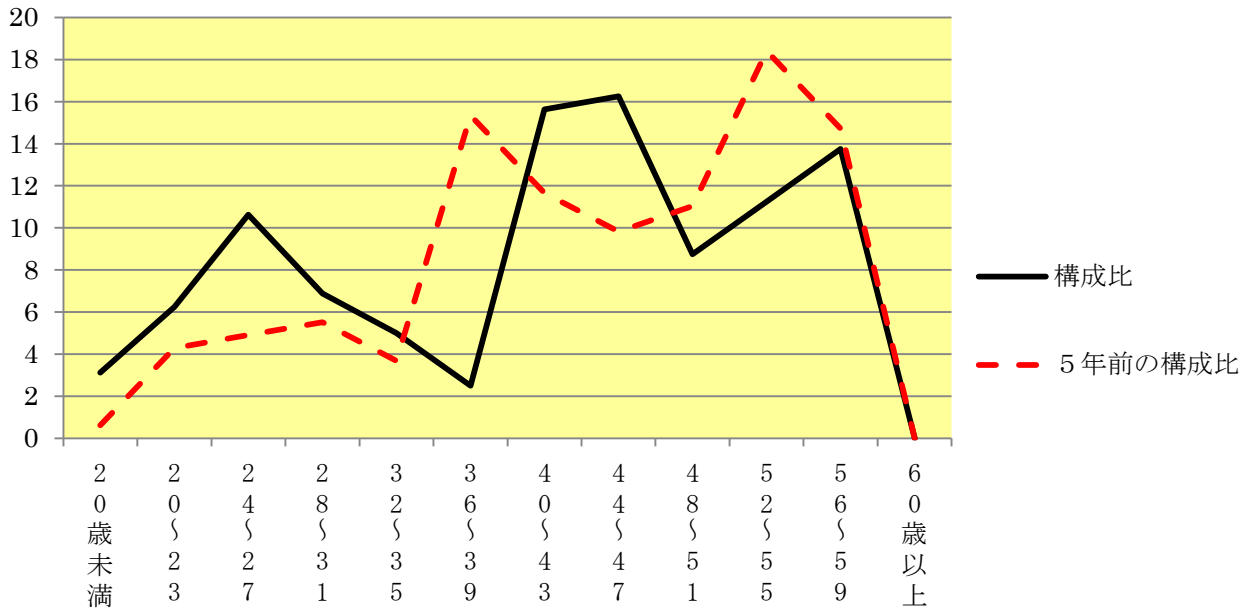
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2		
		総務	34	32	△2	
		税務	10	10		
		民生	33	30	△3	
		衛生	14	16	2	
農林水産		14	14			
商工	12	12				
土木	10	11	1			
	計	129	127	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 170.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.81人)	
	教育部門	17	17			
	消防部門					
	小計	146	144	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 193.86人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 134.84人)	
公営 企業 等 部門	水道	4	4			
	下水道	2	2			
	その他	11	10	△1		
	小計	17	16	△1		
合計		163	160	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 215.40人	
		[172]	[172]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	10人	17人	11人	8人	4人	25人	26人	14人	18人	22人	0人	160人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	128	131	132	131	129	127	△1（△0.8％）
教育	17	16	16	18	17	17	0（％）
消防							（％）
普通会計計	145	147	148	149	146	144	△1（△0.7％）
公営企業等会計計	18	17	14	16	17	16	△2（△11.1％）
総合計	163	164	162	165	163	160	△6（△3.6％）

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 163,986	千円 4,106	千円 19,842	% 12.1	% 12.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 4	千円 13,334	千円 1,620	千円 4,888	千円 19,842	千円 4,961	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
弟子屈町水道会計	41.0歳	309,050円	413,378円
団体平均	44.2歳	341,066円	511,425円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

弟子屈町	団体平均
1人当たり平均支給額(29年度) 1,222千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,505千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算10,000円 ～20,000円	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

弟子屈町		団体平均	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			
自己都合		応募認定・定年	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
0千円		0千円	
		9,878千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

制度なし

エ 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	右記業務出勤職員	災害時、勤務時間外に出動した職員	0千円	1回につき530円
		法定伝染病の消毒、行路死亡人収容	0千円	1回につき620円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	315千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	105千円
支給実績（平成28年度決算）	158千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	53千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月額 6,500円 ・ 子 月額10,000円 (15歳から22歳までの子は月額5,000円を加算) ・ 上記以外の扶養親族 月額 6,500円 	同		296千円	98,666円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家 500円～23,500円 	同		290千円	72,600円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片道5km以上 	同		0千円	0円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長職 8% ・ 課長補佐職 5% 	同		378千円	377,952円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 世帯主(扶養有)月額26,380円 世帯主(扶養無)月額14,580円 その他 月額10,340円 	同		341千円	85,300円